

## お知らせ

申請が必要です

## 臨時特別給付金

## 臨時特別給付金事務室

☎22213

『広報あしかがみ』2月号でお知らせした住民税非課税世帯に対する同給付金(1世帯10万円)について、次のいずれかに該当する場合は受給対象になる場合があります。

## 対象

▽3年12月10日現在、同一世帯員全員が住民税非課税だが、同一世帯の中に3年1月2日以降の転入者などがある世帯

## 家庭ごみの野焼きは 法律で禁止 されています

クリーン推進課・☎714192



伝統行事などの例外を除き、野焼きはやめましょう。

▽3年1月1日時点で、住民税

が課税されている方に扶養されていたが、その後の離別・死別により、3年12月10日現在、同一世帯員全員が住民税非課税である世帯

## 申込 要申請

※該当すると思われる場合は、同給付金事務室までお問い合わせ下さい。

## 開設します

## 指定金融機関派出所窓口

会計課・☎22202

足利銀行足利支店足利市役所出張所が3月31日(木)で閉店するに伴い、同窓口を開設します。

開設日 4月1日(金)

開設時間 午前9時～午後4時  
場所 本庁舎内

取り扱えるもの 市が発行した納付書(市・県民税、固定資産・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、水道料金・下水道使用料、手数料など)  
※国税、県税、国民年金保険料、他自治体などの税金などは取り扱えません。

## 新型コロナウイルス感染症や災害時に備え

## 食料品や衛生用品の備蓄を！

健康増進課・☎24512

同感染症の自宅療養や濃厚接触者になった時の自宅待機の期間中は、買い物に行くことが出来なくなります。同感染症だけでなく自然災害もいつ起こるか分かりません。普段から生活必需品の備蓄が必要です。



## 食料品の備蓄例

- お米、レトルトご飯、パックご飯
- 飲料水(スポーツ飲料水や経口補水液など)
- ゼリー系飲料、野菜ジュース
- レトルト食品(おかゆ、カレー、パスタソース、丼もの、みそ汁など)
- 缶詰(さば缶など調理不要のもの)
- 冷凍食品(うどん、各種おかず、チャーハンなど)
- 乾物(切り干し大根、干しシイタケなど)
- 果物缶、ドライフルーツ
- カップラーメン
- 乾麺類(パスタやうどんなど)



## 衛生用品の備蓄例

- 不織布マスク
- ゴミ袋
- ティッシュペーパー
- トイレトペーパー
- 生理用品
- アルコール消毒液
- 手洗いせっけん
- ゴム手袋
- ペーパータオル
- 紙皿、紙コップ、割りばし  
(体調不良者への食事提供用)



※会場などにお越しの際は、新型コロナウイルス感染症予防対策にご協力ください。また、状況により延期や中止となる可能性があります。

ご協力ください

## 市民アンケート調査

秘書広報課・☎202107

今後のまちづくりの参考資料とするため、市民の皆さんの市政に対する重要度や満足度などを調査します。

**対象** 18歳以上の無作為抽出による市民1500人

**調査期間** 3月10日(木)～28日(月)

**調査方法** 郵送

※アンケート用紙が届いた方は回答をご記入のうえ、同封の返信用封筒で返送してください。  
※インターネットでも回答できます。

## 廃止になります 南分署

消防総務課・☎3197

公共施設再編計画に基づき、3月31日(木)正午をもって廃止となります。昭和47年の開設から永らくの間、同分署にご支援ご協力いただき、ありがとうございました。廃止に伴う同分署の業務全般は、河南消防署・東分署が引き継ぎます。

## 温故知新 8

### 文化財×観光の戦略的な

### 取り組みについて

早川 尚秀

本市の強みであり、誇りでもあるのは、源氏から続く足利氏の深い歴史と歴史の中で生まれてきた文化や文化財であると思います。これまで本市においては、文化財は貴重なものとして『守る。残す。』ということに主眼が置かれてきたように感じています。例えば、足利学校は全国の子どもたちが学校で『日本で最も古い学校』として学ぶ史跡です。この足利学校についても、主眼は『研究』におかれ、この価値ある史跡へ多くの人に足を運んでいただきその歴史的価値を知ってもらおう、足利市内への経済波及効果を生み出していく、という視点は少なかつたのではないのでしょうか。

もちろん、大切に『守り、残し』、研究していく、という視点はとても重要であると認識しています

が、同時に、まちづくりに『活かす』という視点を加え、より強力に推進していく必要があると考えています。

鎌倉も奈良も京都も、歴史と文化財があつて多くの観光客が訪れる、観光都市として確固たる地位を築いています。

国においては、『文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律(『文化観光推進法』)が制定されました。

国のとらえ方としても、従来の文化財行政は『保存』が重視され、これでは地域の魅力が伝わらない、これからの文化財行政は『活用』を重視し、文化財を一体的にPRして地域のブランド化、アイデンティティの再確認を目指す、というものとなっております。そして、地方自治体は地域計画を策定し、主務大臣の認定を申請していくこととなります。

現在、足利市観光協会では、『観光地域づくり法人』観光DMO』の指定に向けて準備を進

められております。さらには、足利仏教会による『足利三十三観音霊場巡り』、足利市観光協会による『足利氏ゆかりの社寺のパンフレットと御朱印帳』など、文化観光の推進についてご理解とご協力をいただいていることは、本当にありがたく感じています。

文化財を活用し、外需を取り込んでいく観光のまちづくりを進めるため、足利市役所においても、新年度から『観光振興課』を『観光まちづくり課』へと名称変更し、『文化観光政策担当』を新設したいと考えています。

NHK大河ドラマ『鎌倉殿の13人』もスタートし、栃木県立博物館では『足利氏の軌跡』が開催され、足利市立美術館においても『戦国武将 足利長尾の武と美』が開催中です。本市にとっても大切な時期を迎えており、文化・観光・経済の好循環によるまちづくりを進めてまいります。

